

東京学芸大学における教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の見直し並びに国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部を廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学戦略評価本部を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕 （実施・責任体制） 第3条 内部質保証に係る点検評価は、教育課程、学生支援、学生受入、教職課程、教育施設及び教育設備の区分により実施し、それぞれの内部質保証を担当する責任者（以下「推進責任者」という。）及び委員会等は、別表第1のとおりとする。 2 〔省略〕 （内部質保証の対象） 第4条 内部質保証の対象となる項目は、別表第2のとおりとする。 （内部質保証に関する点検評価の実施） 第5条 内部質保証に関する点検評価は、原則として客観的なデータに基づき行うものとする。 2 〔省略〕 3 推進責任者は、担当する内部質保証についての点検評価を実施するものとし、点検評価の実施方法等は別表第3のとおりとする。 4 〔省略〕 5 点検評価責任者は、推進責任者から報告があった点検評価の状況について、<u>戦略評価本部</u>（以下「本部」という。）において確認・検証の上、自己点検評価書を策定し、規程第2条に定める統括責任者に報告する。 〔省略〕 別表1（第3条関係）			〔省略〕 （実施・責任体制） 第3条 内部質保証に係る点検評価は、教育課程、学生支援、学生受入、教職課程、教育施設及び教育設備の区分により実施し、それぞれの内部質保証を担当する責任者（以下「推進責任者」という。）及び委員会等は、別表第1のとおりとする。 2 〔省略〕 （内部質保証の対象） 第4条 内部質保証の対象となる項目は、別表第2のとおりとする。 （内部質保証に関する点検評価の実施） 第5条 内部質保証に関する点検評価は、原則として客観的なデータに基づき行うものとする。 2 〔省略〕 3 推進責任者は、担当する内部質保証についての点検評価を実施するものとし、点検評価の実施方法等は別表第3のとおりとする。 4 〔省略〕 5 点検評価責任者は、推進責任者から報告があった点検評価の状況について、<u>全学戦略・広報本部</u>（以下「本部」という。）において確認・検証の上、自己点検評価書を策定し、規程第2条に定める統括責任者に報告する。 〔省略〕 別表1（第3条関係）		
担当する教育の内部質保障 の区分	推進責任者	委員会等	担当する教育の内部質保障 の区分	推進責任者	委員会等

教育課程（学部）	<u>副学長（学部教育・国際担当）</u>	・カリキュラム改革推進本部 ・全学教室主任会 ・教務委員会	教育課程（学部）	<u>理事・副学長（教育・研究担当）</u> <u>副学長（学部教育・連合大学院担当）</u>	・カリキュラム改革推進本部 ・全学教室主任会 ・教務委員会
教育課程（大学院教育学研究科）	<u>理事・副学長（教育・研究・現職研修担当）</u> <u>副学長（学部教育・国際担当）</u>	・カリキュラム改革推進本部 ・大学院教育学研究科運営委員会	教育課程（大学院教育学研究科）	<u>理事・副学長（教育・研究担当）</u> <u>副学長（先端教育人材育成推進・FU 事業・入試・特命事項担当）</u>	・カリキュラム改革推進本部 ・大学院教育学研究科運営委員会
教育課程（大学院連合学校教育学研究科）	<u>副学長（学生支援・連合大学院担当）</u> 大学院連合学校教育学研究科長	・大学院連合学校教育学研究科委員会	教育課程（大学院連合学校教育学研究科）	<u>副学長（学部教育・連合大学院担当）</u> 大学院連合学校教育学研究科長	・大学院連合学校教育学研究科委員会
学生支援	<u>副学長（学生支援・連合大学院担当）</u>	・学生委員会 ・国際戦略推進本部	学生支援	<u>副学長（学生支援・広報担当）</u>	・学生委員会 ・国際戦略推進本部
学生受入（学部・大学院教育学研究科）	<u>理事・副学長（教育・研究・現職研修担当）</u> <u>副学長（大学院修士課程・入試担当）</u>	・アドミッションオフィス ・学部入試委員会 ・大学院教育学研究科運営委員会入試部会	学生受入（学部・大学院教育学研究科）	<u>副学長（先端教育人材育成推進・FU 事業・入試・特命事項担当）</u>	・アドミッションオフィス ・学部入試委員会 ・大学院教育学研究科運営委員会入試部会
学生受入（大学院連合学校教育学研究科）	<u>副学長（学生支援・連合大学院担当）</u> 大学院連合学校教育学研究科長	・大学院連合学校教育学研究科委員会	学生受入（大学院連合学校教育学研究科）	<u>副学長（学部教育・連合大学院担当）</u> 大学院連合学校教育学研究科長	・大学院連合学校教育学研究科委員会

教職課程	<u>副学長（学部教育・国際担当）</u>	・カリキュラム改革推進本部
教育施設	<u>理事・副学長（総務・財務・労務担当）</u>	・施設整備会議
教育設備（図書館）	<u>理事・副学長（全体統括・附属学校統括担当）</u>	・学術情報会議
教育設備（情報環境）	<u>副学長（先端教育人材育成推進・FU 事業・情報担当）</u>	・情報基盤整備推進本部 ・情報セキュリティ会議
PD（プロフェッショナル・ディベロップメント）	<u>理事・副学長（総務・財務・労務担当）</u>	・PD 推進本部

別表 2（第 4 条関係）

推進責任者	項 目
<u>理事・副学長（教育・研究・現職研修担当）</u> （項目①のうち <u>専門職学位課程</u> に関すること） <u>副学長（大学院修士課程・入試担当）</u> （項目①のうち <u>修士課程</u> に関すること）	①大学院教育学研究科に係る以下の項目 ・ 3 つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・ 教育課程の編成に関すること。 ・ 授業形態，学修指導法に関すること。

教職課程	<u>理事・副学長（教育・研究担当）</u> <u>副学長（学部教育・連合大学院担当）</u> <u>副学長（先端教育人材育成推進・FU 事業・入試・特命事項担当）</u>	・カリキュラム改革推進本部
教育施設	<u>副学長（財務・労務担当）</u>	・施設整備会議
教育設備（図書館）	<u>副学長（国際・広報戦略担当）</u>	・学術情報会議
教育設備（情報環境）	<u>副学長（研究・情報・特命事項担当）</u>	・情報基盤整備推進本部 ・情報セキュリティ会議
PD（プロフェッショナル・ディベロップメント）	<u>理事・副学長（全体統括・総務・社会連携担当）</u>	・PD 推進本部

別表 2（第 4 条関係）

推進責任者	項 目
<u>理事・副学長（教育・研究担当）</u> （項目①のうち <u>修士課程</u> に関すること） <u>副学長（先端教育人材育成推進・FU 事業・入試・特命事項担当）</u> （項目①のうち <u>専門職学位課程</u> に関すること）	①大学院教育学研究科に係る以下の項目 ・ 3 つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・ 教育課程の編成に関すること。 ・ 授業形態，学修指導法に関すること。

	・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。 ・修了判定に関すること。 ・学修成果に関すること。 ・教職課程に関すること。		・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。 ・修了判定に関すること。 ・学修成果に関すること。 ・教職課程に関すること。
<u>副学長（学部教育・国際担当）</u> （項目①に関すること） <u>副学長（学生支援・連合大学院担当）</u> （項目②に関すること） 大学院連合学校教育学研究科長 （項目②に関すること）	①教育学部に係る以下の項目 ・3つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・教育課程の編成に関すること。 ・授業形態，学修指導法に関すること。 ・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。 ・卒業判定に関すること。 ・学修成果に関すること。 ・教職課程に関すること。 ②大学院連合学校教育学研究科に係る以下の項目 ・3つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・教育課程の編成に関すること。 ・授業形態，学修指導法に関すること。 ・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。 ・修了判定に関すること。 ・学修成果に関すること。	<u>副学長（学部教育・連合大学院担当）</u> （項目①及び②に関すること） 大学院連合学校教育学研究科長 （項目②に関すること）	①教育学部に係る以下の項目 ・3つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・教育課程の編成に関すること。 ・授業形態，学修指導法に関すること。 ・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。 ・卒業判定に関すること。 ・学修成果に関すること。 ・教職課程に関すること。 ②大学院連合学校教育学研究科に係る以下の項目 ・3つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・教育課程の編成に関すること。 ・授業形態，学修指導法に関すること。 ・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。 ・修了判定に関すること。 ・学修成果に関すること。

<u>副学長（学生支援・連合大学院担当）</u> （項目①に関すること） <u>副学長（大学院修士課程・入試担当）</u> （項目②に関すること） <u>副学長（学部教育・国際担当）※</u>	①学生支援に関すること。 ②学生受入に関すること。 ※は留学生に関する内容を分掌	<u>副学長（学生支援・広報担当）</u> （項目①に関すること） <u>副学長（先端教育人材育成推進・FU 事業・入試・特命事項担当）</u> （項目②に関すること） <u>副学長（国際・広報戦略担当）※</u>	①学生支援に関すること。 ②学生受入に関すること。 ※は留学生に関する内容を分掌
<u>理事・副学長（総務・財務・労務担当）</u>	①教育施設に関すること。	<u>副学長（財務・労務担当）</u>	①教育施設に関すること。
<u>理事・副学長（全体統括・附属学校統括担当）</u> （項目①に関すること） <u>副学長（先端教育人材育成推進・FU 事業・情報担当）</u> （項目②に関すること）	② 教育設備（図書館）に関すること。 ②教育設備（情報環境）に関すること。	<u>副学長（国際・広報戦略担当）</u> （項目①に関すること） <u>副学長（研究・情報・特命事項担当）</u> （項目②に関すること）	①教育設備（図書館）に関すること。 ②教育設備（情報環境）に関すること。
別表３－１　〔別紙B参照〕 別表３－２　〔別紙D参照〕 別表３－３　〔別紙F参照〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和８年４月９日から施行し、令和８年４月１日から適用する。</u>		別表３－１　〔別紙A参照〕 別表３－２　〔別紙C参照〕 別表３－３　〔別紙E参照〕	

〈教育課程関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準		点検・評価の方法 (実施主体)		根拠資料・データ	実施時期	備考
〔省略〕								
DP に 則 した意見 聴取	学 部 ・ 大学院	34	機関別認証評価 分析項目 2-2-4 教育職員免許法 施行規則第 22 条の 8 関連	機関別内部質保証体制にお いて、関係者（学生，卒業 生（修了生），卒業生（修 了生）の主な雇用者等）から 意見を聴取する仕組みを設 けていること。	34-1	関係者から意見を聴取することが定め られており，その結果を内部質保証体 制が確認する仕組み（実施時期，実施 主体，意見聴取内容）を設けているか を確認する。	・明文化された規定類 ・意見聴取の実施時期，内容等 一覧（別紙様式 2-2-4）	教 育 課 程 に 変 更 が あ る と き、また は、大 学 機 関 別 認 証 評 価 受 審のとき
	学 部 ・ 大学院	35	機関別認証評価 分析項目 6-8-3	卒業（修了）時の学生から の意見聴取の結果により， 大学等の目的及び卒業認 定・学位授与の方針に則し た学習成果が得られている こと。	35-1	卒業（修了）時の学生からの意見聴取 の結果を踏まえて，学習成果を確認す る。 （学部・修士課程・教職大学院： <u>戦略 評価本部</u> （博士課程：博士課程連合学校教育学 研究科委員会）※35-2 に共通	学生からの意見聴取（学習の達 成度及び満足度に関するアンケ ート調査，学習ポートフォリオ の分析調査，懇談会，インタビ ュー等）の概要及びその結果が 確認できる資料	毎年度
					35-2	学習の達成度及び満足度に関するアン ケート調査，学習ポートフォリオの分 析調査等，意見聴取の結果等から判断 して，学習成果が上がっていることを 確認する。		毎年度
		学 部 ・ 大学院	36	機関別認証評価 分析項目 6-8-4 教育職員免許法 施行規則第 22 条の 8 関連	卒業（修了）後一定期間の 就業経験等を経た卒業（修 了）生からの意見聴取の結 果により，大学等の目的及 び卒業認定・学位授与の方 針に則した学習成果が得ら れていること。	36-1	卒業（修了）後，一定年限を経過した 卒業（修了）生からの意見聴取等の結 果を踏まえて，学習成果を確認する。 ※法人戦略室（分析），キャリア支援 課（データ取纏）と連携して実施 （ <u>戦略評価本部</u> ，学生キャリア支援 室）	卒業（修了）後，一定年限を経 過した卒業（修了）生につい ての意見聴取（アンケート，懇談 会，インタビュー等）の概要及 びその結果が確認できる資料
学 部 ・ 大学院		37	機関別認証評価 分析項目	就職先等からの意見聴取の 結果により，大学等の目的	37-1	就職先等の関係者からの意見聴取等の 結果を踏まえて，学習成果を確認す	就職先や進学先等の関係者への 意見聴取（アンケート，懇談	毎年度

			6-8-5 教育職員免許法 施行規則第 22 条の 8 関連	及び卒業認定・学位授与の 方針に則した学習成果が得 られていること。		る。 ※ <u>法人戦略室</u> （分析），キャリア支援 課（データ取纏）と連携して実施 （ <u>戦略評価本部</u> ，学生キャリア支援 室）	会，インタビュー等）の概要及 びその結果が確認できる資料		
〔省略〕									
情報の公 表	学 部 ・ 大学院	40	機関別認証評価 分析項目 3-6-1 教育職員免許法 施行規則第 22 条の 8 関連	法令等が公表を求める事項 を公表していること。	40-1	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部 省令第 11 号）第 172 条の 2 のうち関 連部分，教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報公表の状況を 確認する。 （ <u>戦略評価本部</u> ）	・ 法令が定める教育研究活動等 についての情報の公表状況一 覧（別紙様式） ・ 該当の Web ページ	毎年度	

〈教育課程関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準		点検・評価の方法 (実施主体)		根拠資料・データ	実施時期	備考
〔省略〕								
DP に 則 した意見 聴取	学 部 ・ 大学院	34	機関別認証評価 分析項目 2-2-4 教育職員免許法 施行規則第 22 条の 8 関連	機関別内部質保証体制にお いて，関係者（学生，卒業 生（修了生），卒業生（修 了生）の主な雇用者等）から 意見を聴取する仕組みを設 けていること。	34-1	関係者から意見を聴取することが定め られており，その結果を内部質保証体 制が確認する仕組み（実施時期，実施 主体，意見聴取内容）を設けているか を確認する。	・明文化された規定類 ・意見聴取の実施時期，内容等 一覧（別紙様式 2-2-4）	教 育 課 程 に 変 更 が あ る と き、また は、大 学 機 関 別 認 証 評 価 受 審のとき
	学 部 ・ 大学院	35	機関別認証評価 分析項目 6-8-3	卒業（修了）時の学生から の意見聴取の結果により， 大学等の目的及び卒業認 定・学位授与の方針に則し た学習成果が得られている こと。	35-1	卒業（修了）時の学生からの意見聴取 の結果を踏まえて，学習成果を確認す る。 （学部・修士課程・教職大学院： <u>全学 戦略・広報本部</u> （博士課程：博士課程連合学校教育学 研究科委員会）※35-2 に共通	学生からの意見聴取（学習の達 成度及び満足度に関するアンケ ート調査，学習ポートフォリオ の分析調査，懇談会，インタビ ュー等）の概要及びその結果が 確認できる資料	毎年度
					35-2	学習の達成度及び満足度に関するアン ケート調査，学習ポートフォリオの分 析調査等，意見聴取の結果等から判断 して，学習成果が上がっていることを 確認する。		毎年度
		学 部 ・ 大学院	36	機関別認証評価 分析項目 6-8-4 教育職員免許法 施行規則第 22 条の 8 関連	卒業（修了）後一定期間の 就業経験等を経た卒業（修 了）生からの意見聴取の結 果により，大学等の目的及 び卒業認定・学位授与の方 針に則した学習成果が得ら れていること。	36-1	卒業（修了）後，一定年限を経過した 卒業（修了）生からの意見聴取等の結 果を踏まえて，学習成果を確認する。 ※ <u>経営企画室</u> （分析），キャリア支援 課（データ取纏）と連携して実施 （ <u>全学戦略・広報本部</u> ，学生キャリア 支援室）	卒業（修了）後，一定年限を経 過した卒業（修了）生につい ての意見聴取（アンケート，懇談 会，インタビュー等）の概要及 びその結果が確認できる資料
	学 部 ・ 大学院	37	機関別認証評価 分析項目	就職先等からの意見聴取の 結果により，大学等の目的	37-1	就職先等の関係者からの意見聴取等の 結果を踏まえて，学習成果を確認す	就職先や進学先等の関係者への 意見聴取（アンケート，懇談	毎年度

			6-8-5 教育職員免許法 施行規則第 22 条の 8 関連	及び卒業認定・学位授与の 方針に則した学習成果が得 られていること。		る。 ※ <u>経営企画室</u> （分析），キャリア支援 課（データ取纏）と連携して実施 （ <u>全学戦略・広報本部</u> ，学生キャリア 支援室）	会，インタビュー等）の概要及 びその結果が確認できる資料		
〔省略〕									
情報の公 表	学 部 ・ 大学院	40	機関別認証評価 分析項目 3-6-1 教育職員免許法 施行規則第 22 条の 8 関連	法令等が公表を求める事項 を公表していること。	40-1	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部 省令第 11 号）第 172 条の 2 のうち関 連部分，教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報公表の状況を 確認する。 （ <u>全学戦略・広報本部</u> ）	・法令が定める教育研究活動等 についての情報の公表状況一 覧（別紙様式） ・該当の Web ページ	毎年度	

〈施設設備，学生支援及び学生の受入関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準			点検・評価の方法 (実施主体)		根拠資料・データ	実施時期	備考
施設の整 備状況	〔省略〕								
	大学	2	機関別認証評価 分析項目 4-1-1	教育研究活動を展開する上 で必要な施設・設備を法令 に基づき整備していること。	2-1	・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。 ・施設・設備としては、大学設置基準に規定されている「校地、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設その他の施設等」について確認する。 ・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第 14 条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。 (戦略評価本部)	・認証評価共通基礎データ様式 1 ・大学院設置基準第 14 条の特例に係る教育の実施状況（別紙様式 4-1-1)	教育課程 に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
	大学	3	機関別認証評価 分析項目 4-1-2	法令が定める実習施設等が設置されていること。	3-1	特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第 39 条に基づき設置が必要とされる附属学校等が設置されていることを確認する。 (戦略評価本部)	附属施設等一覧（別紙様式 4-1-2)	教育課程 に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
	〔省略〕								
〔省略〕									

〈施設設備，学生支援及び学生の受入関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準			点検・評価の方法 (実施主体)	根拠資料・データ	実施時期	備考	
施設の整 備状況	〔省略〕								
	大学	2	機関別認証評価 分析項目 4-1-1	教育研究活動を展開する上 で必要な施設・設備を法令 に基づき整備しているこ と。	2-1	・校地、校舎の基準面積について、設 置基準で規定されている面積に係る 基準を満たしていることを確認す る。 ・施設・設備としては、大学設置基準 に規定されている「校地、運動場、 体育館、研究室、講義室、演習室、 実験・実習室、情報処学习習のため の施設、語学学習のための施設その 他の施設等」について確認する。 ・夜間において授業を実施している課 程又は大学院において大学院設置基 準第 14 条の特例を適用している場 合は、これら施設・設備の利用方 法、利用時間等を確認する。 (<u>全学戦略・広報本部</u>)	・認証評価共通基礎データ様式 1 ・大学院設置基準第 14 条の特 例に係る教育の実施状況（別 紙様式 4-1-1)	教 育 課 程 に 変 更 が あ る と き、また は、大学 機 関 別 認 証 評 価 受 審のとき	
	大学	3	機関別認証評価 分析項目 4-1-2	法令が定める実習施設等が 設置されていること。	3-1	特定の学部又は学科に置かれる組織に ついては、大学設置基準第 39 条に基 づき設置が必要とされる附属学校等が 設置されていることを確認する。 (<u>全学戦略・広報本部</u>)	附属施設等一覧（別紙様式 4- 1-2)	教 育 課 程 に 変 更 が あ る と き、また は、大学 機 関 別 認 証 評 価 受 審のとき	
	〔省略〕								
〔省略〕									

〈関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）からの意見聴取関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準		点検・評価の方法 (実施主体)		対象	意見聴取内容	実施時期	備考	
在学生調査	学部	1	機関別認証評価 分析項目 2-2-4	機関別内部質保障体制において、関係者（学生，卒業（修了）生，卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること。	1-1	学生アンケート（春調査） (戦略評価本部)	1-4年	受験時の情報収集方法，教員・支援職志望度，教員・支援職志望理由，入学理由，希望進路，進路変更理由，ボランティア活動参加状況等	毎年４月	
					1-2	学生アンケート（秋調査） (戦略評価本部)	1-4年	希望進路，教授受験状況，教育実習での経験等	毎年 11 月	
					1-3	（春学期）学生による授業アンケート調査 (PD 推進本部)	1-4年	授業評価，学習時間等	毎年 7 月	
					1-4	（秋学期）学生による授業アンケート調査 (PD 推進本部)	1-4年	授業評価，学習時間等	毎年 2 月	
					1-5	学生アンケート（卒業時調査） (戦略評価本部)	4 年	教員・支援職志望理由，進路変更理由，教育内容・教育環境・施設満足度等	毎年 3 月	
	大学院 修士課程	2			2-1	学生アンケート（春調査） (戦略評価本部)	1-2年	既得免許，進学理由，受験時の情報収集方法，希望進路等	毎年 4 月	
					2-2	学生による授業アンケート (修士課程会議)	1-2年	授業評価，学習時間等	毎年 2 月	
					2-3	学生アンケート（修了時調査） (戦略評価本部)	2 年	進路変更理由，教育内容・教育環境・施設満足度等	毎年 3 月	
	教職大 学院	3			3-1	学生アンケート（春調査） (戦略評価本部)	1-2年	知識・能力，進学理由，受験時の情報収集方法，希望進路等	毎年 4 月	
					3-2	学生アンケート（秋調査） (戦略評価本部)	1-2年	教員採用試験受験状況，キャリア支援活用状況	毎年 10 月	
					3-3	（春学期）学生による授業アンケート (教職大学院課程会議)	1-2年	授業内容，授業環境，満足度等	毎年 7 月	

					3-4	(秋学期) 学生による授業アンケート (教職大学院課程会議)	1-2 年	授業内容, 授業環境, 満足度等	毎年 1 月	
					3-5	学生アンケート (修了時調査) (戦略評価本部)	2 年	進路変更理由, 学修環境・教育内容・教育環境・施設満足度, 知識・能力等	毎年 3 月	
卒業 (修了) 生調査	学部・大学院	4			4-1	「動向調査」 (卒業 (修了) 後 5 年目調査) (学生キャリア支援室)	卒業 (修了) 生	就業後の職業変化の状況, 在学中の授業や活動の社会での有益性等	毎年 8 ~ 11 月	
教育委員会	教育委員会	5			5-1	教育者養成の改善に関する調査 (全国都道府県教育委員会調査) (戦略評価本部)	指導主事等	新任教員に求める能力, 免許状併有の重要性, 本学卒業生・修了生の資質能力等	毎年 11 月	

※ 1 上記の調査は毎年定期に実施するものであり、この他にも必要に応じて適時調査を実施するものとする。

〈関係者（学生、卒業生（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）からの意見聴取関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準			点検・評価の方法 (実施主体)		対象	意見聴取内容	実施時期	備考
在学生調査	学部	1	機関別認証評価 分析項目 2-2-4	機関別内部質保障体制において、関係者（学生，卒業（修了）生，卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること。 意見聴取の実施時期，内容等一覧（別紙様式 2-2-4） 明文化された規定類 東京学芸大学における教育の内部質保証に関する要項第 4 条 別表第 3-3	1-1	学生アンケート（春調査） (<u>全学戦略・広報本部</u>)	1-4 年	受験時の情報収集方法，教員・支援職志望度，教員・支援職志望理由，入学理由，希望進路，進路変更理由，ボランティア活動参加状況等	毎年 4 月	
					1-2	学生アンケート（秋調査） (<u>全学戦略・広報本部</u>)	1-4 年	希望進路，教授受験状況，教育実習での経験等	毎年 11 月	
					1-3	(春学期) 学生による授業アンケート調査 (PD 推進本部)	1-4 年	授業評価，学習時間等	毎年 7 月	
					1-4	(秋学期) 学生による授業アンケート調査 (PD 推進本部)	1-4 年	授業評価，学習時間等	毎年 2 月	
					1-5	学生アンケート（卒業時調査） (<u>全学戦略・広報本部</u>)	4 年	教員・支援職志望理由，進路変更理由，教育内容・教育環境・施設満足度等	毎年 3 月	
	大学院 修士課程	2			2-1	学生アンケート（春調査） (<u>全学戦略・広報本部</u>)	1-2 年	既得免許，進学理由，受験時の情報収集方法，希望進路等	毎年 4 月	
					2-2	学生による授業アンケート (修士課程会議)	1-2 年	授業評価，学習時間等	毎年 2 月	
					2-3	学生アンケート（修了時調査） (<u>全学戦略・広報本部</u>)	2 年	進路変更理由，教育内容・教育環境・施設満足度等	毎年 3 月	
	教職大学院	3			3-1	学生アンケート（春調査） (<u>全学戦略・広報本部</u>)	1-2 年	知識・能力，進学理由，受験時の情報収集方法，希望進路等	毎年 4 月	
					3-2	学生アンケート（秋調査）	1-2 年	教員採用試験受験状況，キャリア支援活用状況	毎年 10 月	
					3-3	(春学期) 学生による授業アンケート (教職大学院課程会議)	1-2 年	授業内容，授業環境，満足度等	毎年 7 月	

					3-4	(秋学期) 学生による授業アンケート (教職大学院課程会議)	1-2年	授業内容, 授業環境, 満足度等	毎年1月	
					3-5	学生アンケート (修了時調査) (全学戦略・広報本部)	2年	進路変更理由, 学修環境・教育内容・教育環境・施設満足度, 知識・能力等	毎年3月	
卒業(修了)生調査	学部・大学院	4			4-1	「動向調査」(卒業(修了)後5年目調査) (学生キャリア支援室)	卒業(修了)生	就業後の職業変化の状況, 在学中の授業や活動の社会での有益性等	毎年8～11月	
教育委員会	教育委員会	5			5-1	教育者養成の改善に関する調査(全国都道府県教育委員会調査) (全学戦略・広報本部)	指導主事等	新任教員に求める能力, 免許状併有の重要性, 本学卒業生・修了生の資質能力等	毎年11月	

※1 上記の調査は毎年定期に実施するものであり、この他にも必要に応じて適時調査を実施するものとする。